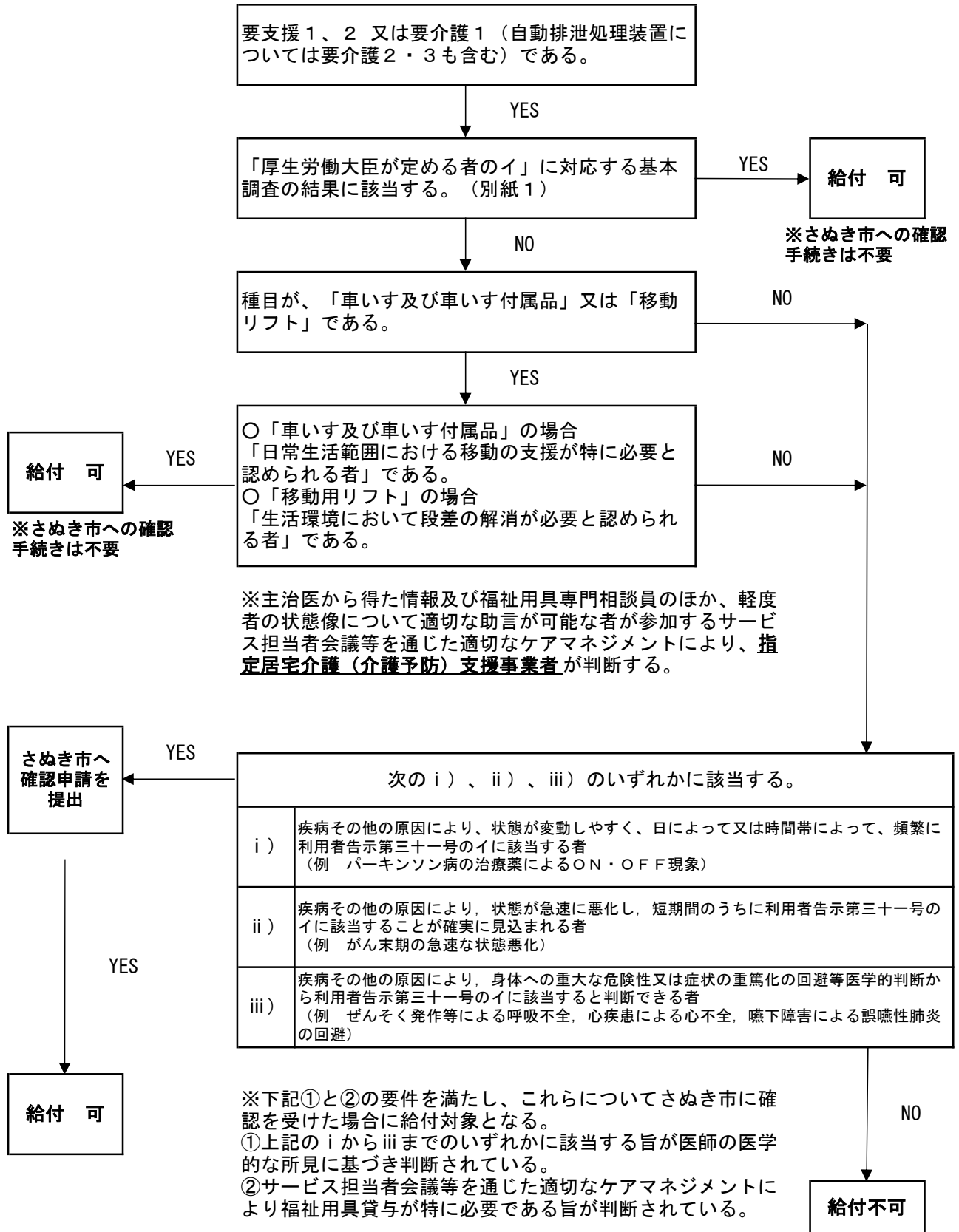


軽度者（要支援 1、2 又は要介護 1）に対する福祉用具貸与 フロー図



◇利用者の身体状況の変化等による再度の市町村確認について

対象外種目の貸与を受け、以下のいずれかの変更があった場合、再度、確認申請が必要です。

1. 貸与する福祉用具の追加・変更が生じたとき。
2. 当該被保険者が、更新認定・区分変更認定を受けたとき。